中小機構CEO商談会活用マニュアル【ミャンマー販路開拓編】

①【 2011年の民政移管後】･･･各種法規制が大幅に緩和され、投資環境整備が進んできた。

世界中から多様な業種の対内投資が増加し始めており、ヤンゴンやマンダレーといった大都市では、外資系小売店や外食産業の新規開店が相次ぎ、ホテルやオフィスビルの建設ラッシュが続いている。

1)ミャンマー国の貿易状況(国別)

単位：100万US$、%	金額 2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2014年度 構成比	2011→2014 伸び率
輸出総額(FOB)	9,136	8,977	11,204	12,524	100%	137%
中国	2,214	2,238	2,911	4,674	37.3%	211%
タイ	3,824	4,001	4,306	4,029	32.2%	105%
インド	1,046	1,019	1,144	1,144	9.1%	109%
シンガポール	543	291	694	759	6.1%	140%
日本	320	406	513	556	4.4%	174%
韓国	215	281	353	370	3.0%	172%
香港	41	13	489	289	2.3%	705%
マレーシア	152	98	109	265	2.1%	174%
インドネシア	41	32	60	86	0.7%	210%
英国	17	27	49	NA	NA	NA
その他	723	571	576	751	6.0%	104%

単位：100万US$、%	金額 2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2014年度 構成比	2011→2014 伸び率
輸入総額(CIF)	9,035	9,069	13,760	16,633	100%	184%
中国	2,787	2,719	4,105	5,020	30.2%	180%
シンガポール	2,516	2,535	2,910	4,137	24.9%	164%
日本	502	1,092	1,296	1,749	10.5%	348%
タイ	691	697	1,377	1,679	10.1%	243%
マレーシア	303	361	840	744	4.5%	246%
インド	325	302	494	595	3.6%	183%
インドネシア	432	195	439	551	3.2%	128%
米国	264	120	80	494	3.0%	187%
韓国	452	343	1,218	493	3.0%	109%
ドイツ	95	145	83	NA	NA	NA
その他	668	560	918	1,171	7.0%	175%

2)ミャンマー国の貿易状況(品目別)

単位：100万US$、%	金額 2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2014年度 構成比	2011→2014 伸び率
輸出総額(FOB)	9,136	8,977	11,204	12,524	100%	123%
天然ガス	3,503	3,666	3,299	5,179	41%	148%
豆類	986	962	896	1,140	112%	116%
縫製品	498	695	885	1023	90%	205%
ヒスイ	34	298	1,012	1,018	20%	2994%
コメ	267	544	460	652	64%	244%
魚類	349	442	311	227	125%	65%
ゴマ	58	278	341	182	28%	314%
卑金属・鉱石			130	440	194%	
トウモロコシ			286	393	89%	
チーク	310	359	668	NA	NA	NA
堅木	295	220	232	NA	NA	NA
その他	2,836	1,513	2,684	2,270	18.1%	80%

単位：100万US$、%	金額 2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2014年度 構成比	2011→2014 伸び率
輸入総額(CIF)	9,035	9,069	13,760	16,633	100%	184%
一般・輸送機械	1,824	2,646	4,145	3,387	30%	186%
石油製品	1,927	1,592	2,300	2,576	17%	134%
卑金属・同製品	947	1,025	1,543	1,346	11%	142%
電気機械・器具	466	489	708	380	5%	82%
食用植物油	395	304	515	341	4%	86%
プラスチック	312	351	468	326	3%	104%
医薬品	218	273	253	300	1.8%	138%
セメント	150	158	204	301	1.5%	201%
合繊織物	254	309	406	NA	3%	NA
肥料	20	168	231	NA	1.7%	NA
その他	2,523	1,756	2,987	7,676	22%	304%

出所【JETRO ミャンマー統計】
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2015/pdf/mm.pdf

② 輸出取引に進むなら、ここにご留意ください！

（契約関係の知識は ③ お役にたつWEBサイト【 貿易実務の知識】をご一読ください）

1)事前の確認事項

輸出入する個人および企業は最初に貿易業の会社設立(確保)が必要で、ミャンマー現地企業に限定されています。ただし商業省の2015年11月11日付通達(No.96／2015)により、ミャンマー企業との合弁企業に限り、肥料、種、殺虫剤、医療機器の4品目について解禁されました。農業分野や医療セクターに限定したとはいえ、外資の貿易業への参入を認めるという画期的な規制緩和です(通商弘報 b0702b466c4cfcf4)。

なお、委託加工や製造業の場合は、外国企業でも原材料・加工品等の輸出入はできます。

【輸出入ライセンス制度】

輸出を行うには、輸出の都度、【輸出ライセンス取得】した上で、【輸出通関】」する必要があります。ライセンスの有効期限は3ヶ月。期限後の申請は認められず、法規則に従わなかった申請者は輸出入業者登録証を取り消される。

【輸出ライセンス取得に必要な書類】

①申請書(会社のレターヘッド付きのもの)
②申請書(6チャットの収入印紙のあるもの)
③プロフォーマ・インボイス
④販売契約書 、⑤関係省庁からの推薦状
⑥企業登記証、⑦輸出入者登録証
⑧UMFCCI会員登録証
⑨代表者カード
(ライセンス申請登録者のカード)

【輸出ライセンスの審議機関】

申請受理：商業省貿易局(＊)
↓
審議：輸出入調整委員会(EICC)
(Export Import Coordination Committee)
貿易局の課長レベルの委員会
↓
輸出入監督委員会(EISC)
(Export Import Supervisory Committee)
貿易関連の4閣僚の委員会

CMPの輸出入ライセンスは、EICCの審議で完了。ただ、通常の書類に加えて第一工業省の承認状(approval letter)とCMP Steering Committeeの承認状をそろえる必要があります。

【委託加工ビジネス】

ミャンマーではCutting, Making&Packing(CMP)と呼んでいます。労働集約的にミャンマーでつくったものを日本に戻すビジネスモデルです。CMP型で企業登記すれば、原材料の輸入免税が受けらます。日本企業の場合、代表的な製品は衣類、靴。近年はデジカメのレンズなども委託加工されています。

＊商業省：国家の通商・経済政策を実施する主要な政府機関。輸出入ライセンス、輸出入許可書の発行、一時的な輸出入過程のための営業許可や包括輸入許可書を管轄している

https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/trade_05.html(ご参照)

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

中小機構

【輸入の規制緩和】

【輸入ライセンス品目はネガティブリストに】
商業省は、新たにネガティブリストに発表(通達No.69／2015)。ただ、2016年7月には267品目の輸入ライセンスを免除。輸入者が税関で申告し税金を支払うことで 輸入手続きが簡素化されるなど、規制緩和方向にある。(出所：通商弘報2b3c15cb9552e5f2)

【無税となった物資の一覧】2015年2月12日現在
①肥料②殺虫剤・農薬③農業用の機械・部品④魚,エビ用のエサ,その原料,製品⑤動物,家畜用のエサ,その原料,製品⑥動物,家畜用の薬品類⑦交配用の機材・機器・薬品類⑧ソーラー(インバーター・チャージャー・パネル・コントローラー)⑨レントゲン用(フィルム・撮影用機器,部品,その他医療用機器⑩病院で使用する機器類、⑪家庭用の薬,医薬品⑫薬品を作るための原料,材料⑬学用品,ノート,スケッチブック,鉛筆等⑭鉛筆用芯⑮コンドーム⑯警備員が使用する物品⑰地方で使用する爆薬,および付帯する物品⑱穀物,植物の種苗⑲防衛省関連の防衛,武器・弾薬,車両その他備品に関連する印刷物⑳海外渡航者に外貨で販売されるデューティーフリー商品㉑大使館ならびに領事館の職員のために輸入される車両㉒防衛省予算で承認された軍隊で使用される消耗品等㉓CMP事業者の輸入する材料・梱包材㉔エネルギー省が、外国の大使館、国際連盟の機関ならびに外交官に販売する燃料
http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/mm/invest_04/pdfs/mm9C020_kazeihinmoku_hikazeihinmoku_zeiritsu.pdfご参照)

【輸出入関税】

【課税標準価格】輸出… FOB価額
輸入… CIF価額
ただし、課税価格の決定は税関が行います。
商業省は品目ごとに適正価格リストを出し、輸入ライセンスをそれに従って申請し輸入しますが、それが市場価格と異なることがあります。

【税金の種類】
輸出：①輸出関税(前払い法人所得税)FOB×2%
輸入：①輸入関税 CIF価額×関税率＋CIF価額×2%(前払い法人所得税)
②商業税(CIF＋①)×10%

【全ての輸出入貨物に前払い法人所得税】

①ミャンマーの法人税は年度末決算後に支払う純利益の25%。しかし、輸出入貨物に対して、輸入通関時(関税納付時)または輸出通関時に課税価格の2%を前払い法人所得税として徴収されます (所管は国税局)。
② ミャンマーと輸出入取引する外国企業には直接的なかかわりはありませんが、地場企業が課税されていることは認識しておきましょう。
なお ODAに関わる無償貨物や個人名で輸入する自動車などは対象外です。

【ミャンマー国の知的財産権】 商標や特許は、所有権宣言を保護登録所に登録(3年ごとに更新)し、警告文を新聞紙上で繰り返すことが有効とされています。…固有の法律はなし

2)小物・サンプルならここからスタートできます！

EMS Express Mail Service http://www.post.japanpost.jp/int/ems/
DHL http://www.dhl.co.jp/
OCS IEX International Express http://www.ocs.co.jp/express/co_service.html

①例えばEMSの場合
長さ:1.5Mまで、長さ＋胴回り＝3mまで。最大重量:30kg迄
②内容品の合計価格が20万円を超える」場合、税関に輸出の申告を行い、許可を得る手続きが必要です(代行業者利用も可)。

【例えば、EMSの配送可能都市】
ネピドー市 (首都)とヤンゴン市のうち以下の31箇所

Ahlone	Kyauktada	Sanchaung
Bahan	Kyeemyindaing	Shwe Pyi Thar
Botataung	Lanmadaw	South Dagon
Dagon	Latha	South Okkalapa
Dagon Seikkan	Mayangone	Tamwe
Dawbon	Mingalardon	Thaketa
East Dagon	Mingalar Taung Nyunt	Thanlyin
Hlaing	North Dagon	Thingangyun
Hlaing Tha Yar	North Okkalapa	Yankin
Insein	Pabedan	
Kamayut	Pazundaung	

https://www.post.japanpost.jp/int/ems/country/myanmar.html

③ お役に立つWEBサイト

【輸出申請が必要な貨物一覧＆申請の方法】
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/index.html

【貿易実務の知識】
http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/virtual/index.html

【中小企業海外PL保険制度】
日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry
http://www.jcci.or.jp/hoken/plkaigai.html

【アセアン諸国の知識】
ASEAN-JAPAN CENTRE 国際機関 日本アセアンセンター
http://www.asean.or.jp/ja/

【知的財産権】
INPIT www.inpit.go.jp/katsuyo/ginppd/index.html

【経済連携協定EPAの知識】
動画で見る！ 特定原産地証明書申請手続き
www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/index.html

【通関業者をお探しの方へ】
一般社団法人 日本通関業連合会 Japan Customs Brokers Association
http://tsukangyo.or.jp/search/

【海外展開をサポートする企業をお探しの方へ】
海外展開のベストパートナー探し SWBS 中小企業ワールドビジネスサポート
https://swbs.smrj.go.jp/

(注)：当商談会マニュアルは2015年6月末現在のものです。 情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。